

吹田市水道部公告第 2 1 号

吹田市水道部施設保全業務(庁舎設備・清掃・警備・当直受付)に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 4 年 4 月 1 3 日

吹田市水道事業管理者 前田 聡

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 吹田市水道部施設保全業務(庁舎設備・清掃・警備・当直受付)
- 2 業務場所 吹田市南吹田 3 丁目 3 番 6 0 号 水道部庁舎ほか
- 3 契約期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで
*本件契約は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。
- 4 業務概要（それぞれ詳細については仕様書を確認のこと。）
 - (1) 庁舎設備保全業務
 - (2) 清掃業務
 - (3) 警備業務
 - (4) 当直受付業務
- 5 入札の保証
入札の保証は免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 1 0 0 分の 3 に相当する額以上を納付しなければならない。
- 6 契約の保証
落札者は、次の (1) ～ (4) に掲げるいずれかの方法により、契約金額の 1 年当たりの額の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約の保証を付さなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
 - (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、参加希望種目が施設管理、清掃、又は警備のいずれかであること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 共同企業体による参加者でないこと。
- (6) 入札参加希望者の事業所所在地が吹田市又は吹田市旅費条例施行規則（昭和50年吹田市規則第26号）別表に規定する近接市町村（別表参照）であること。
- (7) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第1に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。）から、平成24年度以降に継続して3年以上、庁舎設備保全・清掃・警備・当直受付の業務実績（入札参加申請日において、現に履行中であるものを含む。）を有すること。庁舎設備保全・清掃・警備の業務実績においては当業務と同規模（延床面積5,000㎡）以上の面積での実績を有すること。

なお、庁舎設備保全・清掃・警備・当直受付における業務実績の時期・契約の相手方（発注者）については、それぞれ異なっても差し支えないものとする。

8 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2)に掲げる書類を(3)の期間内に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

- (2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 実績報告書（様式2）

ウ 「7入札参加資格」(7)の要件を満たす業務実績を有することを証する書類の写し

- (3) 申請書類の提出

ア 提出期間

令和4年4月13日（水）から令和4年4月27日（水）午後4時まで

イ 受付場所

〒564-8551 吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部 本館3階企画室

ウ 申請書等の取得方法

吹田市のホームページ（ホーム>事業者>水道部契約・入札情報>一般競争入札（物品・委託業務等）情報>同公告様式）からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書は持参又は郵送（配達記録が残るものに限る。（3）アに記載する提出期間内に必着のこと。）によるものとする。

(イ) 申請書の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

(ウ) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(エ) 質疑については（3）アの提出期間内に受け付ける。質疑書の様式（様式3）は吹田市のホームページ（ホーム>事業者>水道部契約・入札情報>一般競争入札（物品・委託業務等）情報>同公告様式）からダウンロードし、件名を「質疑 施設保全業務」とし「21 問い合わせ先」のメールアドレスへ送信のこと。

(オ) 提出された申請書は、返却しない。

(4) 入札参加資格の通知

入札参加資格の確認結果は、令和4年5月9日（月）までに入札参加資格確認申請書記載のメールアドレスへ通知する。参加資格を有すると認めた者には質疑の回答及び警備業務の具体的内容を定めた実施要領を併せて送付する。入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

なお、この日までに通知がなかった場合は「21 問い合わせ先」へ電話にて問い合わせること。

9 入札の日時及び入札場所

入札日時 令和4年5月13日（金） 午前11時

入札場所 吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部 第二別館2階 会議室

代理人をして入札に参加する場合の委任状（様式5）また、入札書（様式6）については吹田市のホームページ（ホーム>事業者>水道部契約・入札情報>一般競争入札（物品・委託業務等）情報>同公告様式）からダウンロードし、使用すること。

10 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、上記入札日時までに入札辞退届（様式4）を提出するものとする。入札辞退届の様式は吹田市のホームページ（ホーム>事業者>水道部契約・入札情報>一般競争入札（物品・委託業務等）情報>同公告様式）からダウンロードすること。

12 入札金額

(1) 入札書には契約期間（36か月間）の総額を記載すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに吹田市水道部入札心得書（以下「入札心得書」という。）において示した条件等に違反した入札は無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「7入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

(3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。

(4) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16 落札決定の取消し

(1) 吹田市水道部（以下、「部」という）は、落札者の決定日から契約日までの間に落札者が次のアからエまでのいずれかに該当した時は、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

ア 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき

イ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき

ウ 入札心得書第11条第11号に該当する行為があったと認められるとき

エ 正当な理由がなく、入札心得書第14条に定める期間内に契約を締結しないとき

(2) (1) のアからエまでの規定により落札決定を取り消したことについて、部は一切の責めを負わないものとする。

17 契約の締結 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

18 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

19 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る部の支出予算に減額又は削除があった場合、部は、この契約を変更し、又は解除することができる。

20 その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市水道部会計規程、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書等の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問い合わせ先

吹田市南吹田3丁目3番60号

吹田市水道部企画室経理グループ（水道部本館3階）

電話 （06）6384-1253（直通）

FAX （06）6384-1902

メールアドレス sui-keiyaku@city.suita.osaka.jp